

## ■ 消費税「課税化」あらためて提言

## 医業経営コンサル協

日本医業経営コンサルタント協会（常山正雄会長）は5日、医療機関の税制に関連した提言をまとめた。控除対象外消費税問題については、社会保険診療報酬などの非課税制度を課税化するよう要望。同時に、税率が10%の間に抜本的解決策を導入するよう求めている。

課税化は、2012年にまとめた提言にも盛り込んでいた。同日の記者会見で、同協会「医療機関等における税制改正提言検討会」の松田紘一郎座長は「消費税問題は、診療報酬上の補填ではなく、税制を変えていかない限り解決できないという立場で一貫している」と説明した。

このほか、持分なし医療法人へ移行する際に税制を優遇する「認定医療法人制度」など医療法人税制に関連して、4つの提言を盛り込んだ。提言の内容は次の通り。

▽認定医療法人制度については、移行計画を認定する期間を3年間に限らず、恒久的措置にする。認定医療法人が持分のない医療法人に移行する期限は、3年を超えない範囲とされているが、5年を超えない範囲とする

▽14年度税制改正で創設された医業継続にかかる相続税および贈与税の納税猶予・免除制度について、認定医療法人制度の恒久化と合わせて、恒久的な措置とする

▽持分あり医療法人が持分なしに移行する際、相続税法施行令33条3項の要件を満たさない時は、医療法人を個人とみなして贈与税が課税（相続税法66条4項）されるが、その判定に際しては、医療法人の公益性および非営利性を考慮したものとなるよう必要な措置を講じる

▽持分あり医療法人の出資評価について、類似業種比準価額方式の評価方法を配当のない普通法人の株式評価と同じ方法に改めること。純資産価額方式については、医療法人の社員は各1個の議決権を持つ（医療法48条の4第1項）とされており、特定の出資社員が独占的な支配権を持つことはできないため、支配割合50%未満の同族株主と同様に純資産価額の80%評価とする

## ■ 阿部氏が農水副大臣、藤井氏は文科副大臣

4日に決まった副大臣と大臣政務官人事で、阿部俊子衆院議員（自民）は農林水産副大臣、藤井基之参院議員（自民）は文部科学副大臣に就任した。阿部氏は元日本看護協会副会長、藤井氏は日本薬剤師連盟の組織代表。